

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和4年12月19日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、〇〇病院が令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく結核健康診断を職員等を対象に行った結果として、〇〇保健所に提出があった感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年2月10日、実施機関は、本件請求に対して「〇〇病院より職員の結核健康診断の実施結果に関する公文書の提出はなく、文書が存在しないため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和5年2月21日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和5年6月22日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

行政処分における、「公開請求を拒否することとした理由」の提示は不合理である。つまり、行政処分の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

結核とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年

法律第114号) (以下、「感染症法」と呼ぶ) 第6条第3項第2号に掲げられた「2類感染症」である。

感染症法第53条の2第1項において、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第2条第3号に規定する事業者(中略)は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者(中略)であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核にかかる定期の健康診断を行わなければならない。とされている。

〇〇病院は「労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第二条第三号に規定する事業者」であり、〇〇病院は、対象者に健康診断を実施する措置義務がある。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号)(以下、「感染症法施行令」と呼ぶ)第12条第1項で、具体的に、法第53条の2第1項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者として、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は前条第2号に掲げる施設において業務に従事する者 毎年度 と列挙されている。つまり、〇〇病院の職員に対して、感染症法の規定に基づく健康診断を〇〇の病院事業管理者が実施しなければならない。

感染症法の健康診断を実施した場合、感染症法第53条の7第1項として、健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断(第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。)につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長(その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長)を経由して、都道府県知事に通知又は報告しなければならない。とされている。

そして、対象文書は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)(以下、「感染症法施行規則」と呼ぶ)第27条の5第1項各号に関する資料であり、定期の健康診断の実施者(以下次項において「健康診断実施者」という。)は法第53条の2の規定によって行った定期の健康診断及び法第53条の4の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、法第53条の7第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定に従い、通報又は報告しなければならない。とされている。つまり、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに、〇〇病院の所在地を所管する保健所あてに提出すべき文書である。

通常、労働安全衛生法の規定により、〇〇病院の職員に対して、毎年少なくとも1回定期的に、実施されているものと予想している。つまり、令和2年1月1日から令和3年12月31日までに各職員に対し、少なくとも2回の結核健康診断を実施しているはずである。よって、感染症法施行規則第27条の5第1項第1号から第3

号までの事項の資料として各月の状況を記録した資料は、法定の提出期限である「1月ごとにとりまとめ、翌月の10日までに、」〇〇病院の所在地を所管する保健所に提出されているはずである。よって、行政処分の「公開請求を拒否することとした理由」の主張<〇〇病院より職員の結核健康診断の実施結果に関する公文書の提出はなく>は不合理であり、到底信じがたい。仮に、〇〇病院から12月連続で結核健康診断の報告書類が無い場合には、所管の保健所は感染症法等の指導を確実にかつ時機を逸することなく行ってしかるべきである。よって、行政処分では対象文書の特定が不十分である。

以上から、行政処分及び「公開請求を拒否することとした理由」の提示は感染症法等の規定に抵触している状態であり、合理的ではない。ひいては、〇〇病院は地方公共団体が設置する病院であるから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」に抵触する状態である。よって、〇〇病院がその所在地を所管する保健所に厚生労働省令で定められた資料を定期的に提出していないとは到底信じがたい。したがって、行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求める。

第4 実施機関の説明要旨

条例第7条では、公開請求を拒否できる場合の1つとして、同条第2号に「公開請求に係る公文書を保有していないとき」と規定している。

今回の公文書公開請求書により指定されている令和4年1月10日までに報告義務がある当該文書について、公開請求を受けた時点において当該文書は存在しておらず、条例第7条第2号に基づき、上記公文書公開請求拒否決定通知書に記載のとおり「文書が存在しないため」との理由により、公開の拒否を決定したものである。

なお、〇〇病院においては、令和2年1月1日から令和3年12月31日までに実施した職員の健康診断に関する報告は、令和5年3月24日付けで〇〇保健所に提出をした。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年6月22日	諮問
令和5年8月23日	審議

第2部会（第3回）	
同 年 9 月 2 1 日 第2部会（第4回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件請求について、実施機関は、〇〇病院より職員の結核健康診断の実施結果に関する公文書（以下「本件対象公文書」という。）の提出はなかったため、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関は、本件対象公文書の提出はなく、文書が不存在であるためと説明する。

これに対し、審査請求人は、〇〇病院には、本件対象公文書の提出義務があるから、実施機関が本件対象公文書の文書を不存在としているのは、不合理であると主張する。

感染症法第53条の7第1項の規定により、健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に通知又は報告しなければならないとされている。そして、感染症法施行規則第27条の5第1項の規定により、結核健康診断実施者は、受診者数等を1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、法第53条の7第1項の規定に従い、管轄の保健所長を経由して、知事に報告しなければならないとされている。

実施機関の説明によると、〇〇病院においては、令和2年1月1日から令和3年12月31日までに実施した職員の健康診断に関する報告は、令和5年3月24日付けで〇〇保健所に提出をしたとのことである。

以上を踏まえると、本件対象公文書が不存在であったという主張自体は不自然とまでは言えず、実施機関は本件対象公文書を保有していなかったものと認められる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榎本 久実	税理士	

